

## 1. 見直しのポイント

### 市区町村の世帯数を考慮した抽出調査区数の算出の検討（地方事務負担の平準化）

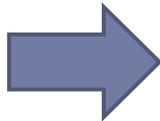
これまで、人口規模に対応した一律の調査区抽出率を適用していたが、この方法では人口規模境界において抽出調査区数が逆転する現象が発生する。人口規模が大きい市区町村の抽出数が小さい市区町村の抽出数を下回らないよう市区町村の世帯数も考慮した抽出調査区数の算出方法を検討し、地方事務負担の平準化を目指す。

（例：人口9万8千人のA市と人口10万2千人のB市では、A市が抽出率1/3、B市が1/5となるため、B市はほぼ同じ人口規模のA市に対し抽出調査区数が少なくなる。）

⇒市区町村の世帯数や国勢調査調査区数などにより、人口規模が同程度の市区町村間での逆転現象を抑制することを目指す。

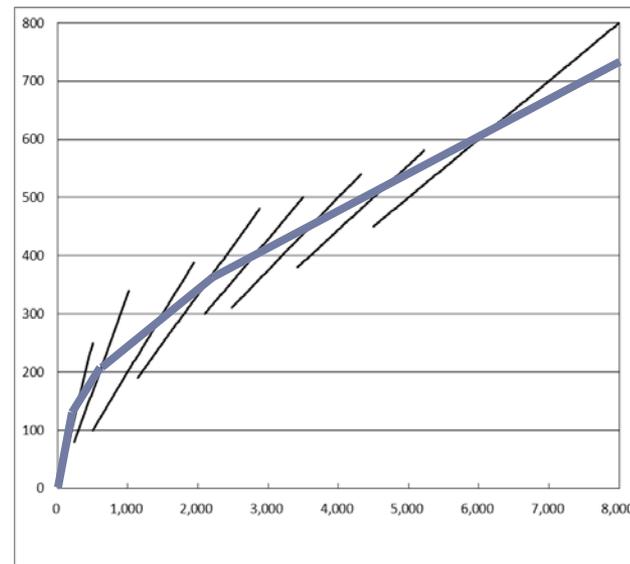
### 抽出調査区数のイメージ(H25,H30)

一律の抽出率



人口規模ごとに、世帯数を勘案した調査区数を割り振り、調査区数が逡増する算出方法を検討

住宅・土地  
統計調査  
調査区数



国勢調査  
調査区数

# 標本設計について(案)

## 2. 抽出方法の変更

- 前回調査までの目標精度(※1)を維持しつつ、市区町村別の調査区数の配分方法の見直しを行う。
- 地方事務負担の平準化の観点から、平成27年国勢調査調査区を第一段、住戸を第二段とした層化二段抽出法(=前回と同方式)はそのまま、第一段の調査区抽出方法について、該当地域の人口規模だけではなく世帯数や国勢調査調査区数も加味した抽出に変更する。

### 25年調査抽出方法

#### 調査区抽出(第一段)

- 市区町村別に人口規模に応じて1/2~1/10の抽出率を設定し抽出(人口1万5千未満町村は都道府県別一括抽出)

#### 調査区内住戸抽出(第二段)

- 1調査区内から17住戸をランダムに抽出(住戸数が17に満たない場合など例外あり)

### 30年調査抽出方法(案)

#### 調査区抽出(第一段)

- 市区町村別の世帯数や国勢調査調査区数に基づき、前回調査同様の結果精度を確保するために必要な抽出調査区数を算出(※2)

#### 調査区内住戸抽出(第二段)

- 1調査区内から17住戸をランダムに抽出(25年調査から変更なし)

※1 目標精度については、市区については標準誤差率5%、人口1万5千人以上の町村については標準誤差率10%

※2 抽出率が1/2を超える市区町村については、円滑な調査実施上の観点から一律に1/2の抽出率とする